

茨城県内初、

犯罪被害者等支援条例を制定

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、皆の願いであり、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられています。

常陸大宮市でも、警察署、防犯協会などの関係機関や団体と連携を取りながら治安の確保に努めてきました。しかし、近年さまざまな犯罪が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者やその家族・遺族等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがたかったり、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを経験されてきました。

また、犯罪はいつでもどこで発生するかわからず、不幸にして市民が犯罪被害に遭われた場合には、被害者に対する支援や地域住民の理解が不可欠となります。

犯罪被害者等を保護するための支援制度が、県内の市町村にも茨城県にもないことから、市では県内初の犯罪被害者等支援制度の施行を目指し、昨年7月に検討委員会を立ち上げ、会合を重ね審議してきました。そして、平成22年第1回市議会定例会において犯罪被害者等支援条例案が可決され3月25日に施行となりました。

犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者やその家族が、平穏な生活に戻れるよう、支援を行うために制定された常陸大宮市犯罪被害者等支援条例の骨子についてお知らせします。



常陸大宮市犯罪被害者等支援条例骨子

項 目	内 容
目 的	本市における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにし、施策を総合的に推進することで、犯罪被害者等が受けた被害等の軽減、回復を図ることを目的とする。
定 義	条例について必要な用語の定義を定める。 ○犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。 ○犯罪被害者等（支援対象者） 犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族で、市内に住所を有する者をいう。 ○関係機関等 国及び地方公共団体その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体をいう。 ○市民等 市内に居住、通勤、通学、または滞在している者及び市内において事業活動を行っている者をいう。
基 本 理 念	犯罪被害者等の支援を推進するための基本理念を定める。 ・犯罪被害者等の個人の権利を尊重し、その権利にふさわしい処遇を保障されるとともに、心身の苦痛及び生活上の不利益を軽減し、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、途切れることなく支援を行う。 ・犯罪被害者等の個人情報の適切な取り扱いの確保を最大限考慮する。

項 目	内 容
責 務	市及び市民等の責務を定める。 ○市の責務 ・犯罪被害者等の支援に関する総合的な支援施策を策定し、計画的に実施する。 ・効果的な支援を行うため、関係機関等との連携協力に努める。 ○市民等の責務 基本理念にのっとり、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するとともに、言動から生ずる二次的な被害の発生防止に配慮する。
基 本 的 施 策	市が実施する各種の施策について定める。 ○相談及び調整等 犯罪被害者等に対する支援を行うため、総合的な相談窓口を設置する。 ○住居の提供等 犯罪被害により、自宅に居住することが困難となり、他に居住する場所がない犯罪被害者等に対して、既存施設（市営住宅）の活用を図り一時的な入居の支援を行う。 ○日常生活の支援 犯罪被害により、家事、育児等が必要になった場合は、既存事業（市ファミリーサポート事業実施要綱による）により必要な支援を行う。 ○経済的支援 犯罪被害者等資金貸付規程を制定し、犯罪等により応急に資金を必要とする者に対し、生活資金の貸し付けを行う。 （貸し付けの対象） 医師の診断により全治1カ月以上の加療を要する者で、市税等の滞納がなく生活保護を受けていない者。 （貸し付けの条件） 貸付額 1世帯当たり20万円以内 償還期限 4カ月の据置期間経過後2年以内 償還方法 一括または分割払い その他 無利子、無担保、保証人不要 ○就業等の支援 雇用の安定を図るため、事業主の理解を求めると関係機関等との連携を図る。 ○見舞金の支給 犯罪被害者または遺族に対し犯罪被害者等見舞金を支給し、被害の軽減を図る。 ・遺族見舞金 300,000円 - 犯罪によって亡くなられた被害者の遺族に支給される。 ・傷病見舞金 100,000円 - 犯罪により傷害を受けた者で、医師の診断により全治1カ月以上の加療を要する者に支給される。 ※ 見舞金は、犯罪により不慮の死を遂げた市民の遺族や傷病を受けた市民に対し支給するものとする。ただし、親族関係や自動車損害賠償保障法の適用を受けた場合、その他社会通念上適切でないと認められる時は支給しない。
支援体制の構築	犯罪被害者等に対して、適切な支援を推進するための総合的な支援体制に取り組む。
支援を行わない場合	犯罪被害者等が、暴行や脅迫などにより犯罪行為を誘発したり、暴力団等の組織に所属したりしていた等、社会通念上適切でないと認められるときは支援を行わない。

■問い合わせ先■ 市民部 市民課 市民生活グループ ☎52-1111 内線106